

Title	スウェーデン犯罪防止委員会報告書概観
Sub Title	A Brief Survey of Reports of the National Council for Crime Prevention of Sweden (BRA) 1988 and 1989
Author	坂田, 仁(Sakata, Jin)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1991
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.64, No.3 (1991. 3) ,p.67- 92
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19910328-0067">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19910328-0067</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 資料

### スウェーデン犯罪防止委員会報告書概観

(一九八八年及び一九八九年)

坂 田 仁

本稿には一九八八年及び一九八九年にスウェーデン犯罪防止委員会から筆者に送られてきた報告書の内容を紹介してある。関心のある方々の参考になれば幸甚である。

ストックホルム大学のスベリ教授及び一九八〇年以来継続して資料を送付してくれている犯罪防止委員会(テデーニ教授、ホーカンソン事務局長及びその他の関係者の方々)のご好意に心から感謝の意を表したい。

送付されてきた資料は、左記の通りである。

1. Upprättsrisken (av Jan Ahlberg & Johannes Knutsson), Forskning 1988: 1 (送覧率)
2. Brotsutvecklingen 1987, Forskning 1988: 2 (犯罪の趨勢、一九八七年)
3. Eko-brott, Eko-lagar och Eko-domstolar (av Hans-Gunnar Axberger), Forskning 1988: 3 (経済犯罪、経済諸法、経済裁判所)
4. Brotsoffer, Uredning 1988: 1 (犯罪の被害者)
5. Miljöbrott och straff (red. av Inger Eriksson), Information 1988: 1, (環境犯罪と刑罰)
6. Sexualbrott mot barn (av Peter L Martens), Rapport 1989: 1 (児童に対する性的犯罪)
7. Brotsförebyggande arbete i skolan (red. av M Gunnarsson & L Alexandersson), Rapport 1989: 2 (学校における犯罪防止活動)
8. Brotsutvecklingen 1988, Rapport 1989: 3 (犯罪の趨勢、一九八八年)
9. Juvenile Delinquency in Sweden (by Jerzy Sarnecki)

10. Alternative brottspåföljder i ett internationellt och

skandinaviskt perspektiv, PM 1989: 1 (犯罪と対峙の代替的制裁の国際的及び北欧の展望)

11. Kvinnor och brott (red av Gunilla Wiklund), Rapport 1990: 1 (女性と犯罪)

以下内容を紹介する。

I 発覚率 Forskning 1983:1. Uppjäcksrisken (av

Jan Ahlberg & Johannes Knutsson)

第一の報告書は、解決率<sup>(1)</sup>とは別に発覚率を算出しようとするものである。特に、既知の統計数値をもとにして発覚率を数量的に計算しているところに特色があると思われる。出発点は公式統計である。解決事件数(u)、認知事件数(n)、解決事件中犯罪ではないとして解決した事件の数(u<sub>0</sub>)、解決事件中犯罪は明確だが犯人が不明のまま解決事件として扱われた事件(u<sub>1</sub>)を公式統計より得、認知事件中犯罪にならない事件の数(n<sub>0</sub>)と暗数係数(M、認知率の逆数)とを以上に加えることによって、全発覚率(r<sub>0</sub>)を次の等式で示している。

$$r_0 = \frac{(u - u_{e1})}{(n - n_0) \cdot M} \quad (\text{但し, } u_{e1} = u_0 + u_1)$$

次に、n<sub>0</sub>の値がu<sub>0</sub>の値よりも大きいこと及びn<sub>0</sub>がu<sub>0</sub>・u<sub>1</sub>よりも小さいことを用いて、次の不等式を導いている。

$$\frac{(n - u_{e1})}{(n - u_0) \cdot M} \sqrt{r_0} < \frac{u(u - u_{e1})}{n(u - u_0) \cdot M}$$

これによって、全発覚率(r<sub>0</sub>)の値が区間推定の方法で推定可能になる。また、現行犯及びそれに近い状態で検挙される可能性を一次発覚率(Primära upptäcktsrisken, r<sub>1</sub>)として別に考え、u<sub>0</sub>・u<sub>1</sub>の代わりに右の条件に該当する事件のそれぞれに対応する数、c<sub>0</sub>・c<sub>1</sub>・c<sub>2</sub>をとり、r<sub>1</sub>と同様に、

$$r_1 = \frac{(c - c_{e1})}{(n - n_0) \cdot M}$$

として、これと、c<sub>0</sub>の値がu<sub>0</sub>より更に小さく、しかもほとんど0に近い(しかし0ではない)ことを、前出の二つの条件につけ加えて、次の不等式を導いている。

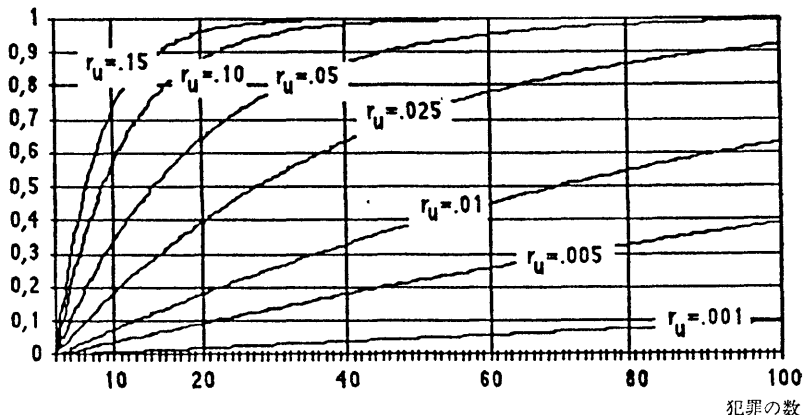
$$\frac{c - u_{e1}}{(n - u_0) \cdot M} \sqrt{r_1} < \frac{u \cdot c}{n(u - u_0) \cdot M}$$

これによって、一次発覚率の区間推定が可能になる。

上の二つの不等式を用いて、著者は住宅等への侵入盗、車上狙い、知人間傷害、未知の者の間の傷害、飲酒運転の五個の犯罪類型についてそれぞれ計算を行い、推定を行っている。推定の結果は、暗数係数を横軸に、発覚率を縦軸にとった二次元の図表上に二本の曲線で区画されて示されている(図は省略する)。更に著者は累犯者の発覚率を考え、反復される犯罪の回数を一次発覚率(r<sub>1</sub>)の値をもとにn回目の犯罪で現行犯又はそれに近い形で逮捕される確率(r<sub>2</sub>)を次の等式で示している。

第1図 一次発覚率と活動水準による発覚の危険率

危険率



(Brå rapport 1988: 1, p.28, fig.7.)

$$r_u = 1 - (1 - r_u)^n$$

(補注2)

この関係から第一図が導かれるとされる。<sup>(4)</sup>  
 これを再び前示の各犯罪ごとに計算して図上に表示している。  
 これによると非対面的人身犯の発覚の可能性は相当に高く、飲  
 酒運転の発覚の可能性は極めて小さいことが明らかになる。

結論部分で著者は解決率が警察が考えているほどには多くの  
 情報を提供していないこと、犯罪の発覚率を高めるために警察  
 力の強化が必要なこと、しかし、同時に一次発覚率は時間的に  
 みてほぼ一定であること、発覚率の低さは悲しむべき事態と受  
 け取られるかもしれないが、それは同時に累犯者の少ないこと  
 を示すものと逆説的に考えることができる<sup>(5)</sup>と述べている。

## II 犯罪の趨勢 Forskning 1988:2, Brottssutveckli-

ngen 1987

第二の報告書は一九八七年の犯罪の趨勢の報告である。趨勢  
 の概観(Lars Dolmén)・司法処理の流れ(Lars Dolmén)・個々の  
 犯罪の趨勢〔人身犯(Per-Olof H Wikström)・性犯罪(Peter L  
 Martens)・強盗(Jan Ahlberg)・侵入盗(Jan Ahlberg)・自動車盗  
 及び車上狙撃(Stefan Sollehag)・詐欺(Johannes Knutsson)・器  
 物損壊(Monika Olsson)・薬物犯罪(Johannes Knutsson)・飲酒運  
 転(Arthur Solarz)〕の三部に分けて報告がなされている。この

報告書の内容については犯罪心理学研究二八巻二号に掲載する予定なので参照してほしい。なお、末尾に収録されている論文は次の四編である。

- 1) Per-Olof H Wikström & Lars Dolmén, *Brott och brotsutveckling i Stockholms stadsområde* (ストックホルム市街地域の犯罪と犯罪の趨勢)
  - 2) John Miller, *Brottsplatser i stadsrummet* (都市空間における犯行場所)
  - 3) Per-Olof H Wikström, *Boende och brott—Sambandet på individnivå—(居住と犯罪—個人レベルでの関連—)*
  - 4) Lennart V Nilsson, *Antastande, fridstörande och terroriserande—En kriminologisk analys av ofredande i Stockholm 1983—(妨害、平穩の侵害及びテロ行為—ストックホルムにおける一九八三年の平穩妨害の罪の分析—)*
- III 経済犯罪、経済諸法、経済裁判所  
 Forskning 1988: 3, *Eko-brott Eko-lagar och Eko-domstolar* (av Hans-Gunnar Axberger)

第三の報告書は経済犯罪に関するものである。犯罪防止委員会は一九八四年の国会の決議によって経済犯罪に関する調査を

委託されており、本報告書はその調査結果の報告である。<sup>(5)</sup> 調査期間は一九八五―八七年の三年間で、用いられている資料は一九八五―八六年の二年間に収集されたものである。スウェーデンにおける経済犯罪に関する論議を的確に伝える重要な資料と考えられる。

本報告書の内容は、(一) 経済犯罪立法の経験的基礎の調査、(二) 立法の成果の概観とその公正な評価である。著者は要約において、性急な政治的な問題処理によって不正確な事実認識の上に立って立法がなされたため、経済犯罪立法は効果をあげているとはいえないということを指摘している。特に、法的安定性の問題について深い検討を試みたが、結論を得るには至らなかつたという。

第一章では経済犯罪の定義、第二章では経済犯罪にかかわる経験的事実、第三章では経済犯罪立法の批判的概観、第四章では顧問業、第五章では企業罰金制度、第六章では経済専門裁判所、第七章では法的安定性の問題、がそれぞれ扱われている。経済犯罪の定義には一般的なものと法政策的に特定されているものがあるとなされ、前者を *ekonomisk brottslighet*、後者を *EKO-brott* と分けて著者は使っている。<sup>(6)</sup> 当然のことながら、本報告書で問題とされているのは後者、即ち *EKO-brott* とし得る経済犯罪である。定義については法務委員会の定義を基礎にはば固まってきたとし、その内容を次のようにまとめている。<sup>(7)</sup>

一、経済的利益を動機とする犯罪である。

二、継続的及び組織的性格をもち、単なる計画的とか大規模というのでは不十分である。

三、それ自体は合法的で正統な根拠に基づく経済活動の枠内で行われる。換言すれば、経済犯罪は会社形式、商業取引など正統な制度の一種の乱用である。

四、計画性と特別な知識とが必要とされ、大きい価値(利益)にかかわり、多数の人に損害を与えるものである。

これに対して、大規模な犯罪活動で継続性があっても、薬物犯罪や組織窃盗、組織売春など犯罪シンジケートと結合しているものや通常の人々が行う税金のごまかしなどは経済犯罪に含めない。著者によれば、経済犯罪の狙いはいわゆるエスタブリッシュメントにあり、日常生活では申し分のない信頼性の高い人々がその標的になっているとされる。

経済犯罪の実態を知る上で通常の犯罪統計は役に立たず、他の資料源が求められるが、これまでの調査の中でGNPの四・七％が経済の暗黒部分(犯罪)を形成しているとのハンソンの計算を信頼できるとしている。

経済犯罪に対抗する立法措置の最初は一九七六年に警察の中に設けられた「組織犯罪対策研究班」(AMOB = Arbetsgrupp mot organiserad brottslighet)である。AMOBは一九七七年に報告書を出し、警察庁内にEKO課が新設された。刑事立法による対策面では一九七七年から一九八二年まで犯罪防止委員会に対する委託研究が継続してなされ、一九八三年以降は議会内の経

済犯罪審議会(EKO-kommissionen)がこの問題に取り組み、刑法及び訴訟法の法改正の検討、提案が行われた。それらの提案は次の通りである。<sup>(9)</sup>

- 一、顧問業の統制(SOU 1983: 41)
- 二、秘密代理人法(SOU 1983: 64)
- 三、債務に関連する犯罪(DsJu 1983: 17)
- 四、裁判所と経済犯罪(SOU 1984: 3)
- 五、企業罰金(DsJu 1984: 5)
- 六、産業許可制(SOU 1984: 8)
- 七、スウェーデンの経済犯罪(SOU 1984: 15)

これらの資料はすべてスウェーデンの経済犯罪の取扱を知る上の基本になるものである。

これらの提案の運命をみると、一の提案は一九八五年に「職業的顧問行為の禁止に関する法律」(Lag om förbud mot yrkesmässig rådgivning i vissa fall mm)として実現した。<sup>(10)</sup> 二の提案は立法に至らず、三の提案は刑法一章の内容に変化をもたらさし、その結果刑法一章の標題が「債務に関連した犯罪」から「債権者に対する犯罪」に改められた。四の提案は、訴訟法一章七条の新設による、一定の裁判所内の経済犯罪専門部の設置の形で実現された。<sup>(12)</sup> 五の提案は刑法三六章の中に企業罰金に関する規定を新設する形で実現された。<sup>(13)</sup> 六の提案は実現されなかったが、別に産業の禁止「法律」(Lag om näringsförbud)として一九

八六年に法制化された。七の報告には具体的な立法提案は含まれていないが、法的安定性に関する重要な議論を含んでいるとされる。以上の七つの提案について、著者は個別に問題の発生経緯、立法過程での問題、批判に触れており、これらの問題の取り扱われ方や今後の方向を知る上での重要な視点が典拠を示して論じられている。経済犯罪に関する極めて重要な資料といつてよいと思う。

IV 犯罪の被害者 Utredning 1988: 1, Brotts offer  
(av Gunnar Nilsson mm)

第四の報告書は被害者に関する調査委託に対する報告書である。政府は、一九八五年に犯罪防止委員会に対して犯罪の被害に対する援助措置について調査を委託し、委員会は問題点を指摘した報告書を提出している。それを更に深めたのが今回の報告である。これについては犯罪社会学研究一五号に内容を紹介しているので参照してほしい。

V 環境犯罪と刑罰 Information 1988: 1, Miljöbrott och straff (av Inger Eriksson)

第五の報告書は環境犯罪に関する論文集である。次の諸論文が収められている。標題のみを紹介する。

Inger Eriksson, Miljöbrott—Ett avvägningsproblem—(環境犯罪—比較衡量の問題)

Kristian Lindskog, Vilken betydelse har miljöstraffregler? (環境刑法はいかなる意義をもちか)

Anna Mattsson, Företagaransvar vid miljöbrott (環境犯罪における企業責任)

Frederik Wersäll, Miljöbrottslighet från åklagar synpunkt (検察官からみた環境犯罪)

Olaf Bernstone & Karl-Göran Karlsson, Länsstyrelsens åtgärder vid överträdelse av miljöskyddslagen (環境保護法違反に対する州庁の措置)

Ulla Björkman & Inger Eriksson, Miljöskydd "vid vilar" (過料処分における環境保護)

Richard Almgren, Ändrad syn på miljöbrott (環境犯罪との異なった視点)

VI 児童に対する性的犯罪 Forskning 1989:1, Sexuallbrott mot barn (av Peter L. Martens)

第六の報告書は、児童に対する性的な犯罪を取り扱ったものである。全部で一二の章別をもつが、著者によれば個々の章は相対的に独立しており、個々に読むことのできるものであるという。まず、章別を示すと次のようになる。

第一章 社会的論議の現実的主题

第二章 性的強要

第三章 幼児姦

第四章 近親相姦

第五章 行為者の問題

第六章 児童／被害者

第七章 児童への影響

第八章 危険域にある児童

第九章 児童への性的攻撃の規模

第一〇章 スウェーデンでの被害調査

第十一章 この種犯罪の防止措置

第十二章 研究の必要性

児童への性的攻撃がマスコミを通して社会的問題になったのは一九六〇年代の性解放から一九七〇年代の女性運動への転換と並行している。新聞、雑誌に現れた関連記事の量は一九六〇年代から一九七〇年代の半ばに急増している。そして、特に一九八五年には近親相姦の問題が激しく論じられた。その中で過去の「酔った父親」に代わって「家族の結合の弛緩」が原因として論じられるようになった。

これらの議論の影響は、立法作業、関係機関の事件処理手順、告訴傾向の変化、体系的知識の要求<sup>15)</sup>の四点に現れた。(1)一九八四年の性犯罪に関する刑法の改正は児童に対する性犯罪を重く処罰する方向を示し、家庭内での犯罪も処罰の対象になった。

(2)この種事件の告訴件数の増加は、関係機関に処理手順の改善を要求することになった。(3)一九八〇年代に警察への告訴件数は急激に増加した。(4)この問題に対する取り組みのために体系的な知識が必要とされ、一九八五年以降犯罪防止委員会はそのため研究プロジェクトを実行に移した。また、ストックホルムの社会福祉局と聖ヨーラン病院児童精神科は社会庁の予算でこの問題の解明にあたっている。

以上が第一章の内容で、続いて第二章では児童に対する性的強要の概念を扱っている。ここには社会庁の定義「児童及び少年の性的統合性の、肉体的精神的搾取・乱用」が紹介されている。性的強要の背景として加害者被害者関係に影響する状況が記述されている<sup>16)</sup>。性的強要の類型が(1)家族内、(2)児童と形式的に関係を持つ者、(3)児童と非形式的に関係をもつ者、(4)児童と何ら関係のない者、の四個に分類されている。そして、一方で強姦と、他方で児童虐待との相違が述べられている。

第三章ではベドフィリアの行為者の常識的イメージ(酒のみの老年の男)が批判され、行為者が、児童に性的に引きつけられ成人のパートナー<sup>17)</sup>がもてず、児童との性的接触の禁止機制的働かないことが指摘されている。

第四章は近親相姦と家族内の性的強要を扱っている。この問題と性的強要の被害児童への影響(第七章)に本報告書は最大の頁数を割いている。近親相姦タブーと近親相姦の形態とについて学説の紹介がある。特に、近親相姦の広がりについて女子の



○・一・二・一%から多いもので八・一二%が家庭内で被害にあっているという数字が紹介されている。また、近親相姦の発生する家族の特徴を「家族相互の役割の不明確な、そして外部社会から隔絶した家族」と説明し、父、母及び父―娘関係について述べる。

第五章は性的強要の、特にペドフィリアの行為者について述べている。行為者は固着型(嗜好型)と退行型(状況型)とに二分されている。注目すべき指摘は、急進的ペドフィリアを性解放と関連つけた記述である。文化としてのペドフィリアの主張もあり得るということである。

児童への影響(第七章)としては、末尾にフィンケルホールとブラウン(Finkelhor and Browne)の作成した外傷性の成長モデルが引用されている。

第一〇章にはスウェーデンの被害調査に現れた性的強要の被害の報告がなされている。ここには一九八三年の一八・七〇歳の成人に対する被害調査(男子四九四、女子四四四)と一九八五年の一六・二四歳の若者に対する被害調査(男女比不明の一、〇〇二)とが紹介されている。どちらも世論調査研究所(SIFÖ)の調査の一部として実施されたものである。この中で成人群の女子の八%、若者群の女子の七%はその少女時代に性的強要の危険に曝されたと解答している。その経験の相手は第一表の通りである。

家族内の性的強要の発生率について、成人女性の○・一・

第1表 あなたを性的強要に曝した相手は誰ですか？

行為者	女子(1983)	男子(1983)	女子(1985)	男子(1985)
実父	5	-	2	-
継父	-	-	1	-
養父	-	-	-	-
その他知人	13	4	23	-
未知の人	10	6	4	1
無回答	9	3	3	3
合計	37	13	33	4
調査人員	444	494	( 1,002 )	

(Brå rapport 1989:1, p. 159, Tab 4. に基づく。)

二・一%、若年女性の○・一・三%がその種の被害を受けていると推定している。その他、性的強要の頻度、方法、ノルウェイ及びデンマークの調査の結果が引用されている。特に、米国での調査結果との大きい落差が注意を引く。

この報告書は数々の研究の引用から構成されており、Brå Apropåの一九八九年二号、四号、一九九〇年一号にもそれぞれ紹介されている。

## Ⅶ 学校における犯罪防止活動

Rapport 1989: 2 Brottförbyggande arbete i skolan

第七の報告書は、学校監督庁と犯罪防止委員会とが共催した学校における犯罪防止活動に関するセミナーでの講演集である。セミナーは一九八八年十月五日～六日の二日間に行われ、ストックホルム郊外のハッバルホルメンで開催された。演題と演者は次の通りである。

- 1) Jerzy Sarnecki, Skolan och brottligheten (学校と犯罪)
- 2) Lennart Glosin, Är framgångrika skolor brottsförebyggande? (学校の犯罪防止活動は成功するか?)
- 3) Håkan Stattin, Individuella prognoser av brott (犯罪の個別予測)
- 4) Marie Torstensson, Prediktionsvärdet hos sociologiska skoldata (社会的資料の予測価値)
- 5) Dan Olweus, Mobbing. Vad vet vi och vad kan vi göra (何を知り、何が出来るか?)
- 6) Mats Ekholm, Kunskaper om social utveckling i skolan (学校への社会的発達の見解)
- 7) Johannes Knutsson, Om stämplingsteori (ラベリング理論)

8) Ingemar Emanuelsson, Särndervisningens förutsättningar och mål (特殊教育の前提条件と目的)

最初に各報告の要旨が紹介されている。それからみると、サルネッキは成功している学校の犯罪防止上の意味を、犯罪原因とその対策についての知識を得る上でそれらの学校の研究の重要性にあるとする。スタットインは犯罪の予測が単なる予測から犯罪経歴の研究へと発展していることに注目し、体系的な展望の欠如を指摘する。トルステンソンは、例として薬物をあげ、薬物乱用者には成績不良、怠学などのある生徒が多いが、逆に成績不良、怠学のある生徒の大部分は薬物を乱用していないとし、予測に関する知識の不十分なることを指摘する。オルベウスは、校内暴力について、教師が止めに入ることは少なく、親はほとんど実態を知らないとし、ノルウェイの経験として教師、生徒、親を含めた対抗を紹介している。エクホルムは、校内における規律維持に関していくつかの方法(叱る、行為の結果を教える、行為のモデルを示す、望ましい行為を示さざるを得ないような危機的状況に生徒を曝すなど)を提示するが、学校の組織的な状況が不適切だとする。そして、九年の義務教育期間の六年間を同一の学校で過ごすことの利点を述べる。クヌトソンはラベリング理論の紹介を批判的に行っている。エマヌエルソンは、特殊教育の発展について述べた後、学習の困難と生徒の個人的条件(家庭環境、低知能、精神障害など)の関係づけがなされているが、失敗は生徒なのか学校なのかと問う。

そして、特殊教育を受けた生徒が通常の学級に戻ることにない  
 事実に触れ、学校環境と生徒の連帯責任を強調する。

Brå. apropp<sup>(21)</sup>の記事によるとこの時学校監督庁のリングボリ  
 イは、学校外の社会で生じる問題を解決する能力は学校にはな  
 いが、このことは規律を作り出すのに学校を活用することがで  
 きないことにはならないと指摘したとされる。学校は、苦痛、  
 粗暴行為、犯罪から解放された良い環境を作り出すことによっ  
 て犯罪の防止に役立つはずである。

### Ⅷ 犯罪の趨勢 Rapport 1989: 3, Broföretvecklingen

(報告書)  
 1988

第八の報告書は一九八八年の犯罪の趨勢の報告である。趨勢  
 の概観 (Lars Dolmén)、『司法処理の流れ (Lars Dolmén)』、個々の  
 犯罪の趨勢〔人身犯 (Per-Olof H. Wikström)』、性犯罪 (Peter L.  
 Martens)』、強盗 (Peter Lindström)』、侵入盗 (Jan Ahlberg)』、自動  
 車盗及び車上狙う (Lars Dolmén)』、詐欺 (Johannes Knutsson)』、器  
 物損壊 (Monika Olsson)』、薬物犯罪 (Johannes Knutsson)』、飲酒運  
 転 (Arthur Solarz)』の三部に分けて報告がなされている。

以上三部については、日本の犯罪白書の場合と同様ほぼ同一  
 のスタイルで報告がなされているので、今回は内容の紹介を敢  
 えて省略し、小見出しをも含めた目次を以下に書き上げること  
 とする。なお、犯罪の総数は一、〇八六、二二一件で一九八七

年比〇・七%減で、この数年はほぼ横ばいの状態にある。

記載形式は次のようになっている。

#### 一、趨勢の概観

- (一) 資料源等
  - (二) 犯罪の構成
  - (三) 犯罪の趨勢
  - (四) 犯罪の季節変動
  - (五) 犯罪の地域変動
- #### 二、司法処理の流れ

- (一) 概説
  - (二) 犯罪の解決
  - (三) 被疑者
  - (四) 司法処理された者
  - (五) 略式命令
  - (六) 起訴放棄
  - (七) 判決を受けた者
  - (八) 罰金
  - (九) 条件付判決
  - (一〇) 保護観察
  - (一一) 拘禁
- #### 三、個々の犯罪の趨勢
- (一) 人身犯 (三八、一二二件で、前年比八%の増加)
    - a 趨勢、b 暗数 (死亡事件の趨勢、警察告訴事件の被

- 被害者の傷害、被害調査、e 人身犯の趨勢の原因、d 地域の分布、e 人身犯の状況要因、f 解決、g 行為者、h 処分。
- (二) 性犯罪(五、二六九件で、前年比一四%の増加)
  - a 趨勢、b 暗数、c 地域的分布、d 被害者、e 解決、f 行為者、g 処分。
- (三) 強盗(四、一七七件で、前年比六%の増加)
  - a 趨勢、b 暗数、c 地域的分布、d 被害者(対人強盗、商店強盗、郵便局・銀行強盗)、e 解決、f 行為者、g 処分。
- (四) 侵入盗(一三〇、九〇〇件で、前年比八%の減少)
  - a 趨勢、b 暗数、c 地域的分布、d 被害者、e 行為者、f 解決、g 住宅侵入盗。
- (五) 自動車盗及び車上狙い(前者は六〇、四三七件で前年比三%の増加、後者は一四九、一七二件で前年比九%の減少)
  - a 趨勢、b 暗数、c 地域的分布、d 被害者、e 解決、f 行為者、g 処分。
- (六) 詐欺(一〇二、三二九件で、前年比一%の増加)
  - a 趨勢、b 暗数、c 地域的分布、d 被害者、e 解決、f 行為者、g 処分。

第2表 犯罪届出統計に掲げられた放火事件(1988年)

犯罪類型	故意犯	過失犯	事故	合計	
器物損壊	3,293			3,293	刑法12章
公共危険罪	1,475	5,020		6,495	刑法13章
犯罪不構成			5,570	5,570	
合計	4,768	5,020	5,570	15,328	

(Brå rapport 1989 : 3, p.98, Tab 15による。)

第3表 警察に記録された犯罪と犯罪者

犯罪	件数	千人比	行為者	千人比	行為者 あたり件数
窃盗	11,994	793	1,708	113	7.0
詐欺	1,648	109	499	33	3.3
器物損壊	695	46	423	28	1.6
人身犯	1,290	85	591	39	2.2
交通犯罪	4,055	268	1,150	76	3.5
薬物犯罪	1,170	77	319	21	3.7
その他	1,914	193	1,003	66	1.9
全犯罪	23,766	1,572	2,837	188	8.4

(Brå rapport 1989 : 3, p. 135, Tab 1.)

- (七) 器物損壊(八五、七三一件で、前年比四%の増加)
  - a 趨勢、b 暗数、c 地域的分布、d 被害者、e 解決、f 行為者、g 処分、h 放火。
- (八) 薬物犯罪(二九、〇〇三件で、前年比七%の減少)
  - a 趨勢、b 暗数、c 地域的分布、d 解決、e 行為者、f 処分。
- (九) 飲酒運転(二四、三五一件で、前年比六%の増加)
  - a 法改正、b 趨勢、c 暗数、d 地域的分布、e 被害者、f 処分。

f 事故不申告、g 解決、h 行為者とアルコール濃度  
 (男) 女、アルコール嗜癖、i 処分、j アルコールに  
 関連した交通事故。

昨年と大きく相違している点は、器物損壊の中に放火に関する事件の説明が追加されたことである。最近この種事件について議論が生じているとされている(第二表)。

報告書には、犯罪にかかる基礎資料として統計表が毎年付されている。ここには上記の個々の犯罪の一九五〇年以後の数値が載せられている。昨年とは異なり、十万人あたりの人口比の表は省略され、代わりに処分に關する統計表と一九五〇年以降の一五歳以上の人口統計表とが載せられている。

末尾に掲載されている論文は次の三編である。

Torbjörn Thedeén, Brottsingskarrärer (犯罪者経歴)

Per-Olof H Wikström, Alder och brott (年齢と犯罪)

Håkan Stettin & David Magnusson, Den individuella

stabiliteten i brott: Långsiktsperspektivet (犯罪における個人的恒常性——長期的展望——)

最初の論文は後続の二論文の序文で、非常に短いものである。そこでは、横断的研究と縦断的研究、展望的調査と回顧的調査、統計群法の意味付、犯罪関与数の概念など基本的概念の説明がなされている。テデーンは、代表的な縦断的研究としてウルフガングのフィラデルフィアでの研究<sup>(22)</sup>、ファリントンのケンブリッジでの研究<sup>(23)</sup>、スウェーデンの首都研究とエレブロ研究の四個

の研究をあげている。

第二の論文は、首都研究プロジェクトからの報告である。一五、一七人の出生コーホートの一三歳から二五/二六歳(一九六六年から一九七八年)までの犯罪経歴の分析が中心である。罪種別の結果は第三表の通りである。なお、犯罪関与数は一三六一で、一の者が三七%、二の者が一六%、三の者が一〇%で、合わせて六三%が三以下である。

犯罪の年齢別の分布は第四表のようになっている。一見して明らかかなように、窃盗と器物損壊は一五歳、詐欺は二一―二三歳、人身犯は一九歳がそれぞれ一番多い。全犯罪では一七歳の時が最大で、年齢が上がるにつれて下降している。交通犯罪と薬物犯罪とは特にめだつ年齢がない。従つて年齢ごとの罪種の構成も変化し、若年時には窃盗が多いが年齢があがると全ての罪種が混じり合ってくる。また、家屋内で行われる犯罪の比率が増加する。

次に、行為者の年齢分布は第五表のようになる。ここでは同一人が複数の罪種とかかわっている場合がそれぞれの罪種ごとに独立して計算されている一方、合計数は重複を除いた数になっている。これからみると、窃盗にかかわった者の数は一三歳が最大で、以降年齢とともに減少する。その他の点では、犯罪行為の場合とはほぼ同様である。更に、一人あたりの犯罪の件数でみると、窃盗では一五歳(五・三)、詐欺では二一歳(三・三)、器物損壊では一五歳(二・六)、人身犯では二三歳と二五歳(一・

第4表 年齢別、罪種別の登録された犯罪

年齢	窃盗	詐欺	器物損壊	人身犯	薬物犯	交通犯	その他	合計
13	862	15	73	10	2	0	0	972
14	1,414	24	45	13	13	1	18	1,528
15	1,899	49	83	43	119	136	163	2,492
16	1,587	67	67	88	49	405	177	2,440
17	1,624	80	71	151	82	361	297	2,666
18	1,039	88	49	105	117	377	285	2,060
19	727	180	39	178	89	387	245	1,845
20	610	203	49	134	124	370	364	1,859
21	443	242	47	92	122	338	314	1,598
22	419	233	38	105	118	366	318	1,597
23	373	256	30	130	129	364	207	1,489
24	434	222	52	93	93	394	199	1,487
25	390	142	55	93	81	408	76	1,345

(Brå rapport 1989 : 3, p 138, Tab 2.) 原注略。

第5表 年齢別、罪種別の登録された犯罪者

年齢	窃盗	詐欺	器物損壊	人身犯	薬物犯	交通犯	その他	合計
13	378	14	51	8	2	0	0	454
14	359	17	40	12	7	1	17	421
15	355	32	53	35	31	75	59	448
16	322	46	52	66	25	225	113	543
17	344	47	51	104	47	212	149	576
18	324	50	42	75	71	197	143	553
19	258	58	36	116	59	208	150	579
20	214	66	38	98	53	179	200	557
21	180	74	42	71	62	169	186	542
22	167	79	34	77	58	158	160	494
23	157	78	29	80	64	143	110	415
24	165	69	35	66	48	124	81	384
25	150	48	42	59	43	130	55	357

(Brå rapport 1989 : 3, p. 140, Tab 3.) 原注略。

二、薬物犯罪では一五歳(二・ハ)、交通犯罪では二四歳(三・  
 二)、全犯罪では一五歳(五・六)が最大となっている。  
 コーホート中の初犯者の数は一三歳の時がもっとも多く、以

後年齢が増加するにつれて減少している。即ち、再犯者の数が  
 増加している。しかし、再犯者の数は一九歳を境に減少に転じ  
 ている。そして、同一年齢の者における再犯者の比率は一貫し

第6表 年齢別、年度別、初犯・再犯者の数

年度	年齢	行為者数	初犯者	再犯者	再犯者率
1966	13	454	454	0	0
1967	14	421	320	101	24
1968	15	448	266	182	41
1969	16	543	292	251	46
1970	17	576	276	300	52
1971	18	553	222	331	60
1972	19	579	221	358	62
1973	20	557	178	379	68
1974	21	542	186	356	66
1975	22	494	150	344	70
1976	23	415	90	325	78
1977	24	384	86	298	78
1978	25	357	64	293	82

(Brå rapport 1989 : 3, p. 142, Tab 5.)

て増加し、二五歳の段階では行為者の八二％に達している。それを第六表が示している。この傾向は、再犯者の行った犯罪の比率においては更に顕著となり、二五歳の段階ではその犯罪の総数一、二四五件の九二％、一、一四〇件が再犯者によって犯されている。

女子は全体に男子よりも犯罪が少なく、この年齢集団では男子の三一％が犯罪をしているのに対して女子では六％に過ぎない。また、各年齢段階での女子の比率はほぼ十分の一以下であるが、年齢が増すにつれてその比率は増え、二五歳では人数で

五分の一、一人あたり犯数では男女ほぼ同数となっている。男女差がもっとも際だっているのは一六―一七歳の時で、男子の数は女子の二〇倍以上になっている。

その他、社会階級による相違では、階級が下がるにつれて千人あたりの犯罪数が最大となる年齢が上がっている。下層の労働者では一七歳、上の階層では一五歳になっている。結論部分で著者は、英米のコーホート研究の結果と比較を試み、大筋において相違がないことを見いだしている。

最後の論文は、縦断的研究において犯罪経歴の個人差を分析しようとするものである。スウェーデンの縦断的研究の結果に基づいて著者は、(一)三つの時期(一四歳以下の児童期、一五歳以上二〇歳以下の少年期、二一歳以上三〇歳以下の成人期)における犯罪活動の恒常性、(二)犯罪経歴の継続―停止に基づく個人の特性付け、について報告している。基礎データは、一九六五年に一〇歳であったスウェーデンの一コムーンの全児童である。その一九八八年までの追跡から、その第九学年(一九七一年)までに当該コムーン内の学校に登録された男子七一〇人が研究対象として選ばれ、三〇歳に達するまでのデータが関係機関から収集された。そして、知能指数と成育環境の社会的経済的条件とが比較のために用いられている。結果は次のように要約できよう。

(一) 上記の三個の時期の間には強い相関が認められる。つまり、児童期に犯罪の多い者は少年期にも犯罪が多いと

いうことである。しかし、一方少年期に犯罪をした者一七七人の中で一二二人は児童期に犯罪のない者であることに報告は注目している。

(二) 犯罪の継続については三個の時期全てで犯罪のあった者は三三八人、逆に犯罪のない者は四四二人で、どちらも任意抽出による期待値よりは大きくなっている。また、犯罪の継続の一般的なタイプは少年期のみで犯罪が停止していることである。

(三) 三個の時期全てで犯罪のあった者の一人あたり犯罪の件数は三〇で他を圧して多い。この固着性犯罪者 (Persistent Kriminelle) は刑事制裁の数も多く、その内容も厳しいものである。数でいうと、このグループは調査対象少年七〇九人の一四・二%、制裁の四一・四%、犯罪事件の六二%を占めている。

(四) 知能及び社会経済的条件に関する比較では、固着性犯罪者の知能、社会経済的条件ともに犯罪のない者よりも低くなっている。ただ、犯罪を一度でもしたことがあるグループとの間には有意差は認められていない。

著者の結論は、犯罪の継起には恒常性 (stabilitet) が存在すること、固着性のある小グループが存在すること、その小グループは犯罪の総量及び刑事制裁において占める割合の大きいことである。残された問題は、これらの者を早期に判別し適切な処置を加える社会的介入の意味である。

## IX Juvenile Delinquency in Sweden - An Overview (by Jerzy Sarnacki)

第九の報告書は、スウェーデンの少年犯罪についての英文の紹介である。序文において著者はスウェーデンには英語の delinquency にあたる語がないと指摘する。スウェーデンでは少年犯罪だけが問題にされる。この論文でも同様である。

スウェーデンの少年犯罪の特徴が、集団性、機会性にあるとされる。少年犯罪はどの程度社会にとって危険か？ この質問に対して著者は社会的危険は小さいこと、大部分はいたずらの部類に属すという。しかし、重篤な犯罪性を示す少年の成人後は不幸なことを指摘する。<sup>(26)</sup> 典型的な犯罪へ向けての少年の生長は第二図のように示される。

この経歴は男子のもので、女子の場合はこれよりずっと短くなる。この相違は、社会適応の貧弱な男子の世界が狭く限られているのに対して、女子は年齢の障害を越えて年長の反社会性の強い男子と交際する点にある。

これらの非行少年の社会的背景は、児童期の環境が不安定、成育が不安定、少年と両親の間の社会化の程度が低い、情緒的雰囲気敵対的、道徳基準が低い、両親が下層階級に属す、父親が禁酒機関に登録されている、の七個の変数で説明される。スウェーデンの少年犯罪 (二五・一七歳) は、一九七四年をピー



第2図 非行経歴

年齢	
8歳	家の外でよく遊ぶ。
9歳	いたずら。
10歳	小窃盗、万引。
11歳	非行少年ネットワークに加入。 窓や街灯を壊す。
12歳	警察、社会福祉機関の目にとまる、登校拒否。 アルコール（ビール、ワイン）を飲む。
13歳	倉庫、地下室、自動車に忍び込む。 バイク・自転車盗。
14歳	永続性のある非行集団のメンバーになる。 盗品売買、窃盗や破壊行為をする。 社会福祉機関によってコンタクトパーソンが選任される。
15歳	詐欺、大麻吸引、自動車盗。 義務教育の中途終了（退学）。
16歳	自動車盗。 罰金刑。 大麻売買、強い薬物の乱用。
17歳	施設収容、保護観察。
18歳	
19歳	刑務所収容。
20歳	
21歳	
22歳	静脈注射による薬物乱用。

クにして激減している。一九八七年では千人あたりの司法処理された非行少年の数は約一五である。非行少年の増加の理由を著者は、少年の社会的役割が大きくみて「生産者」から「消費者」になった点に求めている<sup>(27)</sup>。それにより非公式の社会統制が減少し、少年の行動の統制がきかなくなるとするのである。一九七〇年代の後半以降の非行少年の減少は、少年人口そのものの減少及び非公式的な社会統制の増大によるものとの仮説を

(Sarnecki, Juvenile Delinquency in Sweden, p.6.)

著者は示している。

本資料の後半は、少年の犯罪に対する処分の体系についての説明である。一五歳未満の者は社会福祉機関が、一五歳以上一八歳未満の者は社会福祉機関と司法機関が、一八歳以上の者は司法機関が、それぞれ責任をもつ。警察、検察、裁判、社会福祉機関、学校などの説明がなされている。

将来を展望して著者は最後に、国民が効果的な少年犯罪対策を一方で求めながら、他方で公的機関による個人のプライバシーの侵害に敏感になっているという矛盾を指摘する。効果的対策は組織的研究に依存するが、組織的研究はプライバシーにかかわる。これが、少年犯罪者の統制のスイエーデンモデルへの脅威になろうというのである<sup>(28)</sup>。

X 犯罪の代替的制裁

—— 国際的及び北欧の展望 —— PM 1989: 1, Alternativa brottsåtgärder i ett internationellt och skandinaviskt perspektiv

第一〇の報告書は刑罰の代替的処分に関するセミナーの報告

書集である。一九八八年五月二七日スウェーデン更正保護協会、ストックホルム更正保護協会及び犯罪防止委員会は共同してイギリス及び北欧各国から専門家を招き、自由刑の代替処分に關するセミナーを開催した。本報告書はその講演要録である。演題と演者は次の通りである。

- (1) Martin Wright, Alternativa brottsföljder i interntionellt och skandinaviskt perspektiv—Erfarenheter och nya trender (犯罪の代替的制裁—国際的及び北欧の展望—)
- (2) William Renzmann, Erfarenheter av samhällsfjänst i Danmark (デンマークにおける社会奉仕命令の経験)
- (3) Juhani Iivari, "Vi förläks"—projektet i Vanda i Finland (フィンランドのバンダにおける「我々は和解する」プロジェクト)
- (4) Anne Vintervoll, Konflikttråden i Norge (ノルウェイの紛争処理会議)
- (5) Marta Bergqvist, Medlingsgruppen i Sundbyberg (ストックホルムの調停制度)
- (6) Björn Jorgensen, Erfarenheter av samhällsfjänst i Norge (ノルウェイの社会奉仕命令の経験)
- (7) Pekke Starck, Finlands frivård positiv till samhällsfjänst (フィンランドの矯正保護は社会奉仕命令を肯定している)

第一の講演は英国の制度の紹介である。<sup>(20)</sup> ライトは、回復的(損害補償的)制裁として社会奉仕命令と損害賠償命令とを紹介している。この紹介が報告の半分を占めている。

社会奉仕命令は一九七〇年代に刑事裁判法の改正により導入された。社会奉仕命令は一六歳以上のすべての者に適用される。裁判所は命令に先立ち保護観察官の社会調査と意見を求める。社会奉仕の期間は四〇時間以上二四〇時間以下である。ほぼ命令の半数は拘禁の代替で、半数は罰金の代替である。一二〇時間の奉仕を完遂するには約六カ月かかる。社会奉仕命令の作業は、刑罰としての「重労働」とは異なる。身体不自由な人の介護などの奉仕的な仕事が主である。作業の企画などは保護観察官が保護観察地区内で準備し、裁判所に推薦する。作業は対象者の適性に合わせ、犯罪の罪質は考慮されない。労働組合は社会奉仕命令に賛成している。作業中の監督は、奉仕的な仕事の場合にはそれぞれの組織が、それ以外の場合は保護司が行う。監督者の通告により、社会奉仕命令は五〇ポンド以下の罰金に転換されるか、元の犯罪に適應する処分に転換される。社会奉仕命令の基本的哲学は、拘禁よりも安価で、刑罰、社会復帰、損害賠償の要素を含む点にある。

損害賠償命令は被害者の保護を主たる目的として制度化されたものである。一九八二年に導入され、被告人の資力が不十分な場合には罰金刑よりも損害賠償を優先するものとされている。しかし、この制度は余り活用されていない。損害賠償には、被

害者の損害を文字通り賠償するものと、被害者の苦痛を認める象徴的な賠償の二種類がある。以上の他、社会の側からの被害者に対する援助手段として、「被害者援助計画」、被害者調停などについてもライトは報告している。

調停制度は、古い北欧の経験に由来するもので、それが近年再び取り上げられているとライトは指摘する。調停では弁護士抜きで当事者が自分の問題を解決できる。また、調停は、既知の者の間の犯罪を解決する手段として用いられる。迅速、安価かつ犯人に傷を残さない利点をもつ。未知の者の間の犯罪についても調停が考慮される。これは裁判所の命令で犯人が被害者を訪問して謝罪するものである。ライトは、英国の例としてある保護観察官の試みを紹介する。この場合保護観察官が被告人、弁護士、被害者、裁判所の意向を聞きつつ、社会調査の実施中に適当な事件を選んで調停が行われる。調停の問題点は、(一)司法制度の枠内で行われる場合には任意のものになり難いこと、(二)その主要な目的について一般的な合意が存在しないこと、である。

最後に、ライトは司法の目的が伝統的な「処罰」、「社会復帰」、「保安」から、それに更に「調停」、「損害賠償」をつけ加えられたものになる問題を論じ、調停制度の導入をスウェーデンが考慮することを求めている。

レントマン<sup>(30)</sup>はデンマークの社会奉仕命令について報告している。デンマークの制度は英国にならって一九八二年から試験的

に実施されている。国会での審議の際に問題とされたのは、社会奉仕命令は自由刑の代替処分であること、命令自体は条件付判決の一種であること、同意を要件とすること、執行の責任は矯正保護局にあること、条件違反への確に対応すること、であった。制度の一九八八年の状況は次の通りである。

(一) 約三、七〇〇件の相当事件の三分の一(一)、二〇〇件)で社会奉仕命令が命じられた。大部分は自由刑(三〇日ないし八月)の代替処分として認められた。

(二) 対象者は、若年の犯罪者であると国会は考えており、実際的にも若年の財産犯の被告人にも社会奉仕命令は命じられているが、一五―一七歳の年齢層の者に対しては通常自由刑が適用されることのないのが一つの問題であった。自由刑が適当なその年齢層の者の行為には重大なものが多く、社会奉仕命令には不適であった。国会は財産犯を対象に考え、強盗や薬物犯罪を除外するとしていた。実際適用事件の七五%は財産犯であった。しかし、適用事例の二〇%は薬物犯罪や強盗であった。これは將來の問題になる。

(三) 作業は、スポーツクラブでの雑用、児童や少年向きの施設での仕事が多く、赤十字や教会の仕事もあった。問題は、多数の対象者を同時に同じ場所で奉仕させることであった。この問題を避けるために労働市場局との協力を深めた。その結果実際には問題にならなかった。社会

奉仕命令の対象者は一般の人々に混じり合うために、新しい関心や有意味な余暇を得るという利点があった。

(四) 試行の結果は積極に評価されている。八〇%は成功裡に終了し、再犯者は少ない。関係機関の評価も概ね積極である。更に一般の人々の犯罪者の見方の変化をもたらすと同時に保護関係者の自己評価が積極に変化した。残された問題はこれをどのように刑罰体系の中に組み入れるて行くかということである。

イイバリは、フィンランドにおける調停の試行「我々は和解する」プロジェクトについて紹介している。

このプロジェクトは一九八三年から一九八五年までにバンダ市のコミュニティ開発計画の一環として実施された。対象事件は小傷害、小窃盗、いたずらに類する犯罪である。調停開始の第一原則は、犯人と被害者が調停に同意することである。同意があると事件は調停人に回付される。検察官は当事者に調停局と接触するよう勧めることができる。これにより起訴の放棄も可能であるが、まだ限定されている。裁判所が調停に基づいて審理を中止することはまだ困難である。

試行の四年間に六〇〇件が調停に委ねられた。事件はバンドリズム、軽窃盗、小人身犯である。その半数で調停は成功している。事件の六〇%は検察官訴追事件で、三〇%は被害者訴追事件である。残りの一〇%は一五歳未満の児童の事件である。ここでは調停が刑事訴追の代替になっている。

この試行は、検察官には起訴放棄の可能性を与え、被害者には損害賠償を得させ、行為者には犯行を自白するという効果を及ぼす。つまり、行為者の立場がもっとも弱いものになっている。これが刑罰の軽減につながるものが期待される。社会庁はこの制度の福祉的意味の調査を始めた。その調査結果の報告は、社会庁、コミュニティ、司法省に対して提出された。社会庁にたいしてはその組織と国の機関との関係や調停活動の資源と組織の問題の検討を求め、コミュニティレベルでは、調停の児童及び少年の事件での活用を図ることを求め、司法省に対しては処分回避についての規定、減刑事由、調停に適する事件、人格調査に関する規定、などの検討を求めている。

ウィンターヴォルはノルウェイの紛争処理会議について報告している<sup>(31)</sup>。この制度は、児童福祉機関の犯罪事件処理の代替制度として構想された。事件の迅速処理とそれにより対象少年に被害に対する責任をとらせ、自覚を促すことに犯罪防止効果があると考えられている。処理会議の援助で当事者は話し合い、当事者間で合意が形成される。合意の内容は損害の補償である。処理会議は初犯者の事件を対象とし、通常扱う少年の年齢は一四〜一八歳である。事件の九五%は警察からの送致によっている。事件の内容は窃盗、自動車盗、店舗盗、小傷害等である。全国五〇〇コミュニティのうち九三%がこの制度をスタートさせている。マスコミその他一般からの反対はほとんどない。学者等からの批判の要点は、(一)警察との協力がよくない、(二)社会

サービスの資源不足で情報提供と追跡が充分でない。(三)考慮に適する事件の発見が困難である、ということである。

ユルゲンセンはノルウェイの社会奉仕命令について報告している。ノルウェイの社会奉仕命令はデンマークの制度と同じであり、デンマークの経験から学んでいるとされる。対象者の年齢は二〇―二五歳、仕事の内容もデンマークとはほぼ同じ、拘禁の代替処分である。現在は試行段階にあるが、一九八九年から全国的に実施される予定である。

ベリイクビストは、スウェーデンの調停活動を紹介し、スタルクはフィンランドの社会奉仕命令について報告しているが、紹介としては省略する。

## XI 女性と犯罪 Rapport 1990: 1, Kvinnor och brott

(red av Gunilla Wiklund)

第一一の報告書は女性と犯罪に関するセミナーの報告集である。一九八九年四月に犯罪防止委員会と平等問題研究会 (J A M F O) とが共同で平等の進展と犯罪の関係の問題を検討するために開催したものである。演者と演題は次の通りである。

- (1) Marianne Hakansson, Inledning (序論)
- (2) Johannes Knutsson, Kvinnor och brott i ett historiskt perspektiv (歴史的にみた女性と犯罪)
- (3) Torbjörn Israelsson, Vad visar statistiken om kvinnor

och brott (統計の示す女性と犯罪)

- (4) Jerzy Sarnecki, Poljars och flickors brottslighet. Likheter och olikheter (男子少年の犯罪と女子少年の犯罪、類似点と相違点)

- (5) Tarja Poso, Kvinnor i fängelse (刑務所内の女性)

- (6) Eva Lundgren, Kvinnoperspektiv på forskning (研究における女性の視点)

- (7) Leif G W Persson, Är kriminologin en vetenskap för man med hår på bröstet? (犯罪学は胸毛の生えてくる男の学問か?)

- (8) Laila Frieväld (Justitieminister), Avslutning (法務大臣結語)

この報告書の序文は興味深い質問を提示している。平等の進展によって女性犯罪が増加するのか、あるいは平等の進展によって男性が家庭に入る結果男性の犯罪が減少するのかわりである。

序論においてホーカンソンは、これまでの問題の分析から、

- (一) 女性の犯罪は、常に全体として男性より相当に少ないこと。

- (二) 司法処理される女性の比率が男性に比し急増していること。

- (三) ある種の犯罪 (例えば飲酒運転) での女性の比率が他の犯罪に比して急増していること。

(四) 刑法犯の嫌疑を受けた女性の比率が二〇%であること。

(全犯罪では一六%強、司法処理全体の一四%、全拘禁受刑者の四一五%。拘禁の判決を受けた女性は一九六〇年代中葉に比べて四倍になっている。)

(五) 商店や百貨店における窃盗のような、ある種の犯罪については女性の比率が相対的に高く、それら窃盗では四〇%、詐欺では二三%、健康保健金の詐欺では三五一三八%である。

(六) その他の犯罪類型では女性の比率は平均よりも低い。例えば、人身犯や性犯罪の場合である。

の六点を指摘し、何故女性の犯罪は少ないか、それは女性の個人的条件によるのかあるいは社会における女性の地位によるのか、あるいはその他の複雑な要因によるのか。女性の犯罪が少ないのは訴訟手続きの中で特殊な地位を与えられていることによるというのは事実か、などの問題を提起している。

クストソンは、一八五〇年以來のスウェーデンの司法統計を用いて女性の刑法犯がU字カーブを、窃盗がJカーブを描くことを示している。女性にしかない犯罪、嬰兒殺や遺棄罪の存在を指摘する。そこには法の適用上の差別がある。一九七五年妊娠中絶が合法化されて、墮胎罪は消滅していた。社会的条件の変化によって女性の犯罪は影響を受ける。しかし、ホルモンの影響により犯罪に関しての男女差はなくなると結論する。イスラエルソンは男女の比較を犯罪統計を基にして行い、

(一) 女性の方が犯罪が少ないこと、(二) 犯罪の七五%は窃盗と交通犯罪だが、女性は窃盗が、男性は交通犯罪が多く、男性の方が罪種が豊富なこと、(三) 男性は自由を剝奪される傾向が大きいこと、女性は起訴放棄が多いこと、(四) 訴訟手続き上の差別はないこと、(五) 上記の三に関連して罪種、前処分を統制して比較しても、自由剝奪の可能性が女性の場合小さいこと、(六) 女性の再犯は男性より少ないこと、(七) 一九六六年と比べて一九八八年の方が女性の犯罪が増加していること、増加は飲酒運転等現代的犯罪に顕著なこと、(八) 年齢分布は男女ともほぼ同様であるが、女性の犯罪のピークは一五歳なのに対して男子のピークは一九歳であること、等を見いだしている。男女間の処分の差が何によるのか著者には判らないと述べている。

サルネッキは、非行集団の研究に基づいて、男子少年の犯罪は仲間との交際の一形式であり、犯罪自体が目的ではない。これに対して女子の犯罪は軽窃盗など目的を意識しているものが多い。男子の犯罪は表出的であり、女子の犯罪は道具的であると指摘する。ただ、女子が男子に随行して行う犯罪は別である。女子が犯罪の時に示すのは伝統的な女子の役割であると著者は指摘し、この面の研究は少ないとする。男子の犯罪経歴と比較して女子の犯罪経歴は急激に変化する。一夏で全く変わってしまう。女子の犯罪は愛情から発する。同時に少年は女子に対して支配的、統制的で、女子の自由は奪われる。この関係から少

年保護施設では男女を厳格に分けるのが正しいと著者は主張する。男子の反社会性が自分の外部に向かうのに対して女子の反社会性は自分の内部に向かう、自己破壊的なものである。この点で女子は保護を必要とする。著者が行っている追跡調査の経験から、四〇歳を過ぎた過去の犯罪少年が自分の過去の愛人のもとへ転がり込んだり、去っていたりしながら関係を続けている事実を指摘する。彼女がいなければ彼は到底生きていられなかったであろうという。そして、それに近い関係が彼と娘の間にも生じているという。サルネッキの結論は、犯罪は男子の現象であり、女子の犯罪は男子の生活と深くかかわっているということである。

ブーサーは、人間の社会秩序が性と結合していることは明らかであるという前提で、女子受刑者の問題を述べる。フィンランドの受刑者の統計によると今世紀初頭まで女子は全受刑者の二〇%を占めていたが、現在は三%に過ぎない。刑務所は男子の施設といつてよい。受刑者の数を減少させる試みは男子で成功しても、女子の数は変わらない。英国では、社会奉仕命令は女子に適用できないとされている。ここには女子の特殊性がある。男女の受刑者を比較した時、若年の者で財産犯が多いという点は共通するが、刑期が長く、ただ一回の犯罪で収容されているのが女子の特徴である。その犯罪は日常生活にかかわり、夫と子供とに結合している。妻、ガールフレンド、母、が生活の基盤である。女子受刑者は、家庭において、また社会（職業、

教育等）において、二重に疎外されている。女子受刑者に対する矯正保護活動は女性の能力の再生産であって、処罰したり、遵法精神を植え付けることではない。

結論は三点であり、(一) 女子受刑者の問題は刑事政策の問題ではなく、性政策の問題であり、(二) 女性に対する何らかの支えがこの社会に現実存在するか否か、(三) 女子受刑者の矯正保護活動を女性の能力の再生産にあるとした場合、刑務所にいる女性に対する観念をどう変化させるかが重要になる。

ランドグレンは女性研究者として、(一) 女性を研究の中で可視的にする、(二) 研究の方法論に女性への関心を含める。

(三) 広い立場での社会の変化に貢献する、という三個の前提をとる。そして、女性と犯罪の問題について、女性の犯罪が少ないのは、規範が男女別に形成されていること及び男性は犯罪者、女性は被害者と公式化できることを述べる。性関係の現実には男の暴力と女の被害受忍であるとす。二つの概念「性の二極化」と「性の構成」によって状況の改善が図られるだろうとみている。

パーションは、政府の性犯罪調査会のエキスパートとして強姦事件の調査をした経験から、強姦は、今世紀の初頭は異常犯罪者の問題であったのに、現在は被害者の問題に変化していることを指摘する。そして、強姦の被害者の半数は売春婦という主張の誤りを指摘し、売春婦は数パーセントに過ぎないと述べ、これを基に研究の基礎としての「直観」と「データ」に関

心を向け、女性の視点の犯罪学研究上の利点を示唆している。  
 法務大臣は、セミナーの意義を認め、(一)被害者としての女性に対して被害者援助、刑事損害賠償制度の改善など政府の施策、(二)平等法の女性犯罪への影響、(三)薬物の問題、(四)女子受刑者の問題に触れ、この面での研究の進展に期待を表明している。

- (1) 拙著「スウェーデン犯罪防止委員会報告書概観(一九八一年―一九八七年)」、慶應通信、平成元年(以下「概観」と略す)。一五八頁以下参照。本稿では検挙率に代えてこれを用いる。
- (2) SCB, Rättsstatistiska årsbok.
- (3) N∨U及びNe∨Ueから、この関係は論理的には成立しないと思われるが、著者は、成立すると考えるのが合理的であるとして、その(Forsknng 1988: 1, p. 17 cf.)。補注4参照。
- (4) 同(Ibid., pp. 29-34, Fig. 8-11.)の引用は省略する。Rapport 1984: 1(「概観」五八頁以下)参照。
- (5) Forsknng 1988: 3, p. 9.
- (6) Ibid., p. 17.
- (7) 「概観」一一頁、七七頁、一二九頁以下、一六二頁以下等参照。なお、著者は経済犯罪を涵蓋できなかったと認められている。(Forsknng 1988: 3, p. 27)。
- (8) 「概観」一四頁、二二頁、五一頁参照。
- (9) Op. cit., Forsknng 1988: 3, p. 55.
- (10) Ibid., pp. 63-91 (Kap IV). 刑法における共犯の一形態と認識されている。なお、スウェーデン刑法における共犯理論については、長田秀樹「スウェーデン刑法における共犯規定と共犯理論」創価

大学比較文化研究六卷一三六頁以下。

- (11) Op. cit., Forsknng 1988: 3, pp. 55-58. 秘密代理人とは「他人のために取引をする者で、現実に取引している者が誰でもあるかを隠している者」である。
- (12) Ibid., pp. 116-133 (Kap VI). 一九八四―八六の二年間に三〇件強の事件が係属したという。訴訟法一章七条は、「経済的状況又は税法上の状況に本質的意義のある公訴にかかる重大な又は規模の大きい訴訟事件を審理する権限は、なるべく政府の定める地方裁判所の権限に属させる。」と規定し、この規定に基づいた裁判所を指定する政令が制定されている。
- (13) Op. cit., Forsknng 1988: 3, pp. 91-115 (Kap V). 「概観」一四七頁以下参照。著者がよると本報告書の作成時点では企業罰金の判決は一件もなされていない(Ibid., p. 114)。しかし、著者はこれを唯一実質的な改革であったと評価している(Ibid., p. 91, cf.)。なお、スウェーデンの罰金制度については、坂田「スウェーデンの罰金制度の沿革」、法学研究六三巻四号一〇頁、同「スウェーデンの罰金制度」、刑事基本法改正資料二八号を参照。
- (14) Ibid., pp. 134-191. 上の部分で著者は最も力を入れて了。
- (15) 中谷瑠子「スウェーデン刑法の改正」、シクリスト八七二号参照。
- (16) Brå rapport 1989: 1, p. 24.
- (17) Brå rapport 1989: 1, p. 42.
- (18) Finkelhor, D & Browne, A. Initial and Long-term Effects, in A Sourcebook on Child Abuse, 1986, Sage.
- (19) Apropiä—Sexuella övergrepp mot barn—, Brå apropiä 1989, Nr. 2, p. 22. Brå-rapport om sexualbrott mot barn. Brå apropiä 1989, Nr. 4, p. 25. Incest i TV-aktuell och i verkligheten, Brå



- apropå 1990, Nr 1, p. 5.
- (20) Brå apropp Nr 6, 1988, p. 10. cf. 大塚' Peter Lindström, Skolan som brottsförebyggare, Ibid., pp. 4 ff.
- (21) Ibid., p. 10.
- (22) Wolfgang, M E et al, Delinquency in Birth Cohort, 1974, Univ. of Chicago Press, Chicago.
- (23) Farrington D P, What Have We Learned from Major Longitudinal Surveys?, in Farrington & Ohlin & Wilson (eds.), Understanding and Controlling Crime, 1986, Springer Verlag, NY. 大塚。
- (24) Janson, C-G, Project Metropolitan. A Presentation and Progress Report, Project Metropolitan Research-Report No. 21, 1984, Univ of Stockholm, 大塚。
- (25) Stattin, H et al, Criminality from Childhood to Adulthood, Report No. 63, Dept of Psychology, 1986, University of Stockholm.
- (26) Jerry Sarnecki et al, Predicting Social Maladjustment, Stockholm Boys Grown Up I Brå Report No. 17, 1985. ('大塚', '一〇川風次郎論')。
- (27) Jerry Sarnecki, Brottsliga ungdomsgång, Brå rapport 1983: 2 ('大塚', '風〇風論') 大塚' Do, Ungdomsbrottslighet, Liber, 1981. cf.
- (28) Gunilla Qwerin, Metropolit i massmedia, Brå forsknings, 1987: 4. ('大塚', '一〇川風次郎論')。
- (29) 瀬川晃, 「社会内処遇の新たな展開とその限界——『社会奉仕命令』の法的検討」, 犯罪と非行六十二号一頁以下を参照。
- (30) William Renzmann, Samhällstjänst i Danmark, Brå aproppå

Nr 1, 1988, pp. 10 ff. cf.

- (31) 入木國之, 「北歐刑事学の理論と現実」, 比較法雜誌三卷一号一頁頁参照。

○ Brå aproppå (一九八八年) 内容

Nr 1

- Bo Svensson, Samhällstjänst och andra alternativ till frihetsstraff
- William Rentzmann, Samhällstjänst i Danmark
- Carl von Essen, Polisehfen i Houston vände brottskurvan
- Gisela Tham, Tvångslagen en kritik av missbrukarvärden
- Inger Eriksson, Kommunernas jakt på miljöbovar
- Björn Körlof, Missvisande om narkotikakonsumention
- Artur Solarz, Svar till Björn Körlof
- Gisela Tham, Översyn av BRÅ och en nedbantad styrelse
- Nr 2
- Gisela Tham, Utförigare lagstiftning om straffmätning och påföljdbestämmning
- Bo Svensson, Skall rätt vara rätt?
- Gisela Tham, Med cykel och samarbete som vapen
- Gisela Tham, Bussundersökning—ett sätt att få ner skadeföreelse
- Gisela Tham, Rikspolischefen uppmantrar lokala initiativ
- Carl von Essen, Houston, Slummens och skyskraperornas stad
- Erik Finne, LVM—en lag utan lösning
- Artur Solarz, Datortekniken och dess rättsliga aspekter
- Brå, Ett seminarium om socialdemokratisk kriminallpolitik

**Nr 3**

Brå, Riksdagspartiernas kriminalpolitik

Jerzy Sarnecki, Australiens brottförebyggande råd

Gisela Tham, Tankar om våldet (D. McClintock)

**Nr 4**

Karin Edgardh, Flickor på avvägar

Gisela Tham, Peter Nobel, Debatten om rasistiska organisationer onyanserad

Johannes Knutsson, Midsommarfirandet i Borgholm år 1988

United Nation, FN-deklaration om brottsoffer och offer får

maktmissbruk

Henrik Tham, Mathiesens avvecklingsplan för fångelserna

Brå, BRÅ kritiskt till förslag om sänkt promillegräns och

utandningsprov

Gisela Tham, Kriminalpolitik

**Nr 5**

Henrik Tham, Tillsyn av miljöfarlig verksamhet—en fråga

för kommunen

Jan van Dijk, Straffsanktioner i kris

Lars Dolmén, Brottsutvecklingen

Brå, BRÅ utvärderar lagen om unga lagöverträdare

Marianne Håkansson, Utvecklingen av det brottförebyggande arbetet

**Nr 6**

Peter Lindström, Skolan som brottförebyggare

Peter Martens, Brottslighet bland utlänningar i västnyckland

Marvin E. Wolfgang, Behandling av unga lagöverträdare

Gunnilla Wiklund, Ett möte mellan nordiska brottförebyggare

○ **Brå apropå (一九八九年)** 凶暴

**Nr 1**

Kristian Skjorten, Ny bild av kvinnomisshandlare

Gisela Tham, Våldsbrott med dödlig utgång

Jerzy Sarnecki, Bilen och brottsligheten

Gisela Tham, Likhet inför lagen eller nykterhetsvård för

varannan rattfyllerist

**Nr 2**

Ester Pollack & Jerzy Sarnecki, Brottslighet i Kina

Marianne Håkansson, Brott och straff i USA år 2000

Gisela Tham, Brott mot mänskliga rättigheter

Gisela Tham, Sexuella övergrepp mot barn

**Nr 3**

Lars Åberg, Fotoalbum vapen i kampen mot klottrare

Arthur Solarz, Är sänkt promillegräns effektivt mot trafiknykterhet?

Christina Steen Sundberg, Adekvata resurser krävs mot ungdomsbrotten

Eva Tiby, Vad är kvinna och vad är man i brottets värld?

Peter L. Martens, Ett våldtäktsoffers berättelse

Carin Holmquist, Myndigheter och näringsliv två motsatta

kulturer

**Nr 4**

Göran Källberg, Mer än hårda tag krävs mot utanförmänsk

niskor

Travis Hirschi & Michael R Gottfredson, Starkt självkontroll

i barnåren botar kriminalitet

Bernt Idring, Kniv och hagelgevär allt vanligare rånvapen

Forbjön Thedeen, Vad statistiken säger om den verkliga brottsligheten

Brå, BRÅ-rapport om sexualbrott mot barn

Brå, Lagen om besöksförbud kräver bättre handläggning

Brå, Utredning undersöker skärpta miljölagar

Brå, Samhällstjänst prövas i fem städer

Nr 5

Elias Carranza, Kriminalpolitik i Centralamerika

Jean McCord, Behandlingsforskning kräver utvärderingar

Christian Lacotte, Stockholms projektet—Ny forskningsoffensiv

Christian Lacotte, Lagen om unga lagöverträdare

Nr 6

Christian Lacotte, Styr massmedia kriminalpolitiken?

Christian Lacotte, Dödsstraffet

Eva Tjiby, Missbruk och behandlingsarbete ur kvinnoperspektiv

Malin Åkerström, Förrädare skall fördomas!

(補注1) 本論文の英訳 'The Risk of Detention as Quantitative Criminology', Vol. 6, No. 1, 1990, pp. 117ff. は雑誌知れずである。

(補注2) 第一図は「なご」百回の犯行のうち最低一回発覚する確率を示しているが、その計算根拠は本文に示されていない。

(補注3) 本資料の英訳 'Crime Trends in Sweden 1988, NCCP (Brå) Report 1990: 4 (ISBN 91-38-12419-X)' が、法廷発表された

ている。

(補注4) 著者からの私信によれば、「ある行為者を証拠によって犯罪に結び付けることにより犯罪を解決することよりも、その行為は犯罪ではない(非犯罪)とすることによって犯罪の届出を捜査活動を通して解決する方が容易である。……この結果は、実際に捜査される小部分の犯罪を選ぶのにもたたり、比較にならないくらい大きい割合の「非犯罪」を得ることである。……」ならば、確かに著者の仮定は成立する。